

平成30年度 ふじ自治会定例総会議事次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 成立確認
4. 議長選出
5. 議事

第1号議案	平成30年度 ふじ自治会活動報告	2
第2号議案	平成30年度 ふじ自治会会計報告	9
第3号議案	ふじ自治会会則改定(案)	12
第4号議案	平成31年度 ふじ自治会活動計画(案)	13
第5号議案	平成31年度 ふじ自治会予算(案)	14
第6号議案	平成31年度 役員承認	16
第7号議案	その他	
6. 議長退任
7. 平成30年度役員退任挨拶
8. 閉会

平成30年度 ふじ自治会活動報告

<ふじ自治会会員数>

- ・今年度引継ぎ時：181世帯
- ・次年度引継ぎ時：181世帯（入会2、退会2）

「平成30年度活動計画」の各項目に対するまとめ

I：自治会基本活動の継続

- ・安心・安全な街作りの為に防犯パトロール強化（市および警察に巡回パトロール依頼）
- ・台谷公園清掃実施
- ・住環境の整備（道路補修、横断歩道改修、空家点検、掲示板補修）
- ・建築協定の順守（委員会2回開催、コイン駐車場管理会社への改善申し入れ（排気ガス、騒音等）

II：自主防災会活動の推進

- ・防災計画の説明会の継続（役員・班長対象）
- ・防災計画に基づく訓練の実施
- ・備蓄資機材の定期的点検の実施

III：会員相互の親睦・融和の推進

- ・レクリエーション大会、夏祭り等 小糸社体協行事への参加推進
- ・各班の親睦会を通じて会員相互の親睦と融和を推進

IV：集会所修繕に向けた取り組み

- ・エアコンの交換、障子貼り替え、物置建て替え実施
- ・集会所建て替え積立金を廃止、修繕費を提案
- ・建て替えに向けた諸問題の検討

V：高齢化による諸活動への対応

- ・役員任期中の予期せぬ事情による交代・支援
- ・役員会、公園清掃などの開始時間・終了時間の柔軟な変更
- ・役員選出方法の改善（負担感の軽減）

1、定例役員会活動報告（毎月第2土曜日19：00～21：00）・・・詳細記事はHPに掲載

月	主な議題	内容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度総会対応 ・会員数の確認 ・役員、班長会議 ・環境衛生部 ・防災部 ・防犯防火部 ・同好会 	<ul style="list-style-type: none"> * 平成 30 年度総会議事録の承認を得て HP へ UP * 4 月 1 日現在 1 8 1 世帯 * 平成 30 年度自治会活動計画を確認と承認 * 前年度懸案事項に対する今後の方針確認 <ul style="list-style-type: none"> －会員の高齢化による負担軽減策を継続検討 －自治会内の傷んだ道路の補修方法を検討 －集会所の火災保険に地震特約が追加できないか検討 * ふじ自治会ホームページ委員会の新委員承認 * 台谷公園清掃作業に市民活動災害保険が適用される事を確認 * 自主防災マニュアルの整備、班長の参加 * 年間防犯パトロール実施計画と地区防犯パトロール表を班長に手渡し * 定期的な同好会活動受付
5	<ul style="list-style-type: none"> ・会長・環境衛生部 ・会計部 ・社会福祉部 	<ul style="list-style-type: none"> * 自治会内道路の傷み具合を、市道路維持課パトロール隊と共に点検、4 班と 5 班の間の道路一部補修することを決定 * 上期自治会費集金 * 日本赤十字社資支出
6	<ul style="list-style-type: none"> ・防災部 ・環境衛生部 	<ul style="list-style-type: none"> * 平成 30 年度ふじ自治会自主防災幹事会開催 * 自主防災計画説明会実施 * 「ふじ自治会・防災計画」説明会開催（役員、班長） * 防災機材の点検 * 「湘南大庭地区・凶上防災訓練」事前説明会参加 * 自主防災用ガイドブックの内容一新し、役員と班長に配布 * 「ポイ捨て無くし隊」活動実施
7	<ul style="list-style-type: none"> ・会長 ・環境衛生部 ・体育部 	<ul style="list-style-type: none"> * 建築協定委員会開催 * 台谷公園の老朽化したジャングルジムと掲示板を市が撤去 * 夏まつり準備「輪投げ」を出店、役員全員担当し役割を決定 * プール管理者講習会（台風で中止）
8	<ul style="list-style-type: none"> ・体育部 ・防災部 ・総務部 	<ul style="list-style-type: none"> * 小糸地区夏祭り、「輪投げ模擬店」担当、賞品 500 個完売 * 防災倉庫点検 * 「湘南大庭地区・凶上防災訓練」実施 * 集会所洋室のエアコン、新品と交換
9	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生部 ・総務部 ・社会福祉部 	<ul style="list-style-type: none"> * 台谷公園倉庫移設 * 訃報 2 件 * 大庭地区敬老事業手伝い（送迎バス乗車介助）、
10	<ul style="list-style-type: none"> ・体育部 ・会計部 ・防災部 ・社会福祉部 ・総務部 	<ul style="list-style-type: none"> * レクリェーション大会準備(10/14 実施、11 チーム中 4 位入賞) * 下期自治会費集金 * 「小糸小、藤沢西高合同避難施設自主防災訓練」実施 * 赤い羽根共同募金支出 * 湘南大庭地区ふるさと祭り手伝い * 男子トイレの排水口詰り解決（原因は排水口蓋裏返した為） * 1 班側に設置されている掲示板の補修工事
11	<ul style="list-style-type: none"> ・会長・役員会 ・社会福祉部 ・総務部 	<ul style="list-style-type: none"> * 市から高齢世帯などに支援希望確認書提出依頼があった * 「子ども餅つき大会」開催 * 後期視察研修会 * 集会所物置建て替え

12	<ul style="list-style-type: none"> ・会長 ・役員会 ・社会福祉部 ・環境衛生部 ・総務部 	<ul style="list-style-type: none"> * 建築協定委員会開催 * 年度末スケジュール確認 * 共同募金（歳末助け合い）支出 * ジャングルジム撤去跡地に大人も利用できる健康遊具施設を建設中 + 訃報 1 件
1	<ul style="list-style-type: none"> ・会長 ・総務部 ・役員会 	<ul style="list-style-type: none"> * 「コイン駐車場」改善申し入れ * 集会所障子紙張り替え * 「ふじ自治会だより」発行 * 平成 31 年度役員（会長、副会長、総務部長）公募回覧 * 各部年間活動報告の提出（総会資料作成のため） * 定例総会当日の議事運営等検討のため三役会議開催（随時）
2	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部 ・社会福祉部 ・会計部 	<ul style="list-style-type: none"> * 平成31年度会長以下新役員選定と顔合せ * 定例総会までの日程の確認 + 定例役員会にて総会資料の最終確認 * 後期視察研修会 * 会計監査（前年度会長、会計部長、平成 30 年度 3 役立合）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・防災部 ・総務部 	<ul style="list-style-type: none"> * 防災倉庫の特別点検（2回目）予定 * 総会資料（作成、印刷、配布） * 次年度役員に活動内容の説明

2. 各部活動報告

<会長>

- (1) 市行政等（建築協定、空き家対策、台谷公園修繕）外部との窓口
- (2) 平成30年度湘南大庭地区自治会連合会定例会出席
- (3) 湘南大庭防災協議会出席
- (4) 小糸地区社体協理事会出席
- (5) 「小糸市民の家」運営委員会出席

<副会長>

- (1) 「小糸市民の家」運営委員会出席、清掃参加、「小糸市民の家」餅つき大会手伝い
- (2) 湘南大庭地区社会福祉協議会総会出席
- (3) 自治会自主防災会サブグループリーダー担当
- (4) ふじ自治会諸課題対応
- (5) 小糸地区社体協理事会出席

<総務>

- (1) 毎月の役員会の司会進行
- (2) 総会資料作製統括。ふじ自治会内諸課題対応
- (3) 役員会議事録作成
- (4) 集会所消耗品保管・管理
- (5) 集会所利用関連業務
- (6) 毎月の自治会資料をHP担当者に投稿
- (7) 自主防災会サブグループリーダー担当

<会計>

- (1) 通帳名義変更手続き（スルガ3冊・JAバンク2冊（2）（3）参照）
- (2) 一般会計・台谷公園愛護会・集会所積立（特別会計）・通帳管理及び入出金事務
- (3) 資源組合・建築協定会費通帳管理（特別会計）
- (4) 前期・後期自治会費集金事務（各班の集金は各班長に依頼）
- (5) 赤十字分担金・赤い羽根・年末助け合い共同募金支払い事務
- (6) 決算報告書作成・総会にて会計報告
- (7) 次年度予算（案）作成
- (8) 次年度会計の会計監査
- (9) 湘南大庭地区防災訓練（図上訓練）参加（7月19日）

<体育部>

- (1) 毎回「体育だより」を発行し、各イベントへの参加募集と結果等報告
第1号：第1回グランドゴルフ大会（6月10日 参加者7名 5位）
第2号：バウンドテニス大会優勝（7月8日）
第3号：ソフトボール大会優勝（9月16日）
第4号：レクレーション大会（10月14日 11チーム中4位入賞）
第5号：グランドゴルフ大会（11月4日 6位入賞）
第6号：スポーツ小糸地区社体協定期スポーツ「スポーツ吹き矢大会」（12/2 5位入賞）
第7号：ソフトバレーボール大会（平成31年1月13日）
第8号：カローリング大会（平成31年2月3日）
- (2) 「小糸地区夏祭り」役員総出で「輪投げ」模擬店を運営

*袋詰め景品500個を全役員で準備し早々に完売した（8月4日）

景品代は社体協より出、売上げも社体協へ返納する

- (3) 毎月の社体協運営委員会へ出席

<環境衛生部>

- (1) 台谷公園の清掃（毎月1回担当班により実施）
- (2) 湘南大庭地区生活環境協議会総会出席
- (3) ポイ捨てなくし隊参加（6月、7月、9月、12月、2月）
- (4) 藤沢市一日清掃デーに参加
- (5) 湘南大庭地区ふるさとまつり手伝い（10月27日）
- (6) 湘南大庭地区公園愛護会協議会に出席（5月、8月、3月）
- (7) 湘南大庭地区生活環境協議会の前期、後期視察研修会に参加
- (8) 資源ごみ集積場所の移設は、市清掃局に申請済み

<防犯防火部>

- (1) 防犯パトロールの実施（毎月2回担当班により実施）
- (2) 湘南大庭地区防犯協会会議（年6回開催）
- (3) 湘南大庭地区ふるさとまつり手伝い（10月27日）
- (4) 安全安心まちづくり運動街頭啓発キャンペーン参加（9月、12月）4回

<交通安全部>

- (1) 湘南大庭地区交通安全対策協議会出席 4回（3/27、5/17、8/21、11/20）
- (2) 春・夏・秋・年末 交通事故防止運動地区推進会議出席
- (3) 街頭キャンペーン参加2回（4/6、7/11）
- (4) 湘南大庭地区ふるさとまつり手伝い(2日目の10月28日)

<広報文化部>

- (1) 1月12日現在 配達回数 41回 月に3～4回
- (2) 回覧・・・151種 X14班=2114部 配布（至急回覧 3回）
- (3) 家庭配布・・・39種 X181世帯=7059部配布
- (4) 掲示・・・12部

<社会福祉部>

- (1) 湘南大庭地区社会福祉協議会理事として活動（通年）
 - ・年次、月次会議 出席
 - ・ボランティア部会「ライフタウンジョア」のメンバーとして部会出席
- (2) 日本赤十字社資募集
- (3) 湘南大庭地区敬老会行事手伝い（マイクロバス乗車介助）（9月8日）
- (4) 共同募金（赤い羽根、年末助け合い）対応
- (5) 湘南大庭地区ふるさとまつりの「福祉バザー」手伝い（10月27日、28日）
- (6) 後期視察研修会（2月6日）予定

<防災部>

- (1) ふじ自治会の自主防災会、防災委員を指名・委嘱、役員会で承認（4月14日）
- (2) ふじ自治会の自主防災会幹事会開催（5月13日）
- (3) 「湘南大庭地区防災協議会総会」出席（5月19日）
- (4) 「小糸小・藤沢西高合同避難施設運営委員会」①出席（6月11日）
- (5) 「湘南大庭地区防災研修会」参加（6月16日）
- (6) ふじ自治会の「自主『防災計画』説明会」開催（6月16日）
- (7) 防災倉庫の機材点検 実施（6月16日）

- (8) 「小糸小・藤沢西高合同避難施設運営委員会」②出席（7月18日）
- (9) 「湘南大庭地区防災訓練（図上訓練）説明会」参加（7月28日）
- (10) 「湘南大庭地区防災訓練（図上訓練）参加（8月18日）
- (11) 防災倉庫の点検実施（9月1日）
- (12) 「大庭地区防災訓練（図上訓練）反省会」出席（9月14日）
- (13) 「小糸小・藤沢西高合同避難施設運営委員会」③出席（9月18日）
- (14) 「小糸小・藤沢西高合同避難施設自主防災訓練」実施（10月20日）
- (15) 湘南大庭地区ふるさとまつり手伝い（10月27日）
- (16) 防災倉庫の特別点検実施（1回目）（11月24日）
- (17) 「小糸小・藤沢西高合同避難施設運営委員会」④出席（11月28日）
- (18) 防災倉庫の特別点検（2回目）（3月2日実施予定）
- (19) 「小糸小・藤沢西高合同避難施設運営委員会反省会」⑤出席（3月6日予定）

3. 平成30年度 同好会活動報告

ふじ自治会員の親睦を深めるため結成された各同好会と活動内容を報告

1) ピンポン同好会（代表者：岡野政枝）

<活動> 毎月第4土曜日開催 10:00～12:30

<会員数> 8名 <助成金> 1万円交付

<場所>ふじ自治会集会所（洋室）

2) 藤月会(太極拳)（代表者：菊地紀子）

<活動日> 毎月第2・4月曜日 13:00～16:00（都合により第5月曜日に変更有り）

<会員数> 6名 <助成金>（辞退）

<場所> ふじ自治会集会所（洋室）

3) ふじ白球会（代表者：小笠原修司）

<活動> 4回のゴルフ大会実施(会員コンペ3回、
ふじ会親睦大会1回)、その他会員親睦会を適時開催

<会員数> 11名 <助成金> 2万円交付

4) ソフトボール同好会（代表者：出井袈裟衛）

<活動> 毎週木曜日の定期練習

- ・小糸地区親善ソフトボール大会（9月16日）優勝
- ・社体協行事への積極参加。小糸地区運動会、地区対抗各種競技会への参加
- ・懇親会の開催（会員相互の親睦を図る目的で、試合後の反省会、新年会など開催）

<会員数> 14名 <助成金> 2万円交付

5) 健歩会（代表者：遠藤嘉憲）

<活動> 毎月1回例会(土曜日)開催

<会員数> 21名 <助成金> 2万円交付

6) 女子会 Yom Yom 同好会（代表者：松下千恵子）

<活動日> 毎月第2土曜日開催 10:00～12:00

<会員数> 5名 <助成金> 1万円交付 <場所> 岡本宅

今後も各同好会活動が活発に行われ、ふじ自治会会員相互の親睦が益々深まるよう期待します
また、各同好会の活動予定、活動報告、会員募集などHPへの投稿・活用も期待します

平成30年度役員

1班 塚田	2班 野中	3班 遠藤	4班 山口
5班 桃崎	6班 古城	7班 小泉	8班 小栗
9班 池谷	10班 今津	11班 吉浜	12班 平野
13班 長門	14班 富永	10班 安達 (会計監査)	5班 石崎 (会計監査)

平成30年度班長

1班 磯邊	2班 堺	3班 藤田	4班 宇佐見
5班 浅井	6班 安田	7班 野口	8班 塚原
9班 鷺塚	10班 新部	11班 松下	12班 平野
13班 丸山	14班 市川		

役員・班長1年間ご苦労さまでした。

平成30年度 ふじ自治会決算報告書

1. 一般会計(収入の部)

(単位 円)

費目	予算	決算	備考
自治会費			
前期分			2,400円×181世帯 1,200円×1世帯(転入)
後期分			2,400円×181世帯
藤沢市交付金			
事務費等交付金			
広報等配付交付金			
集会所修繕補助金			自治会修繕費としての補助金は平成29年のみ
資源協力金			
雑収入			利息(一般)(資源利息12円は特別会計報告で処理)
小計			
前年度繰越金			
合計			

2. 一般会計(支出の部)

(単位 円)

費目	予算	決算	備考
会議費			前年度支払い分・平成30年度分は平成31年度で扱う
事務費			諸資料作成費・交通費等
集会所維持費			
火災保険料			
電気代			
ガス代			
上下水道代			
修理保全費			エアコン取り換え、物置取り換え、障子張替
社会福祉費			
赤十字社			募金
赤い羽根			募金
年末助け合い			募金
体育費			レクリエーション大会、グランドゴルフ、ソフトボールなど
防災費			
防犯防火費			
環境整備費			
広報文化費			
交通安全費			
同好会助成金			ゴルフ・ソフトボール・健歩・卓球・YOMYOM
親睦行事費			親睦会実施 1班、2班、3班、9班、11班
活動諸経費			
社体協分担金			小糸地区社会体育振興協議会
各種団体会費			湘南大庭地区自治会連合会
厚志等			夏祭り祝儀・レクリエーション大会祝儀・香典4件
予備費			
建替え積立金			特別会計へ(100円×12カ月×181世帯)+(100円×3カ月×1世帯)
小計			
翌年度繰越金			
合計			

3 特別会計(収支)

(単位 円)

費目		予算	決算	備考
前年度繰越金				①
	定期預金			建替積立金口座
	普通預金			資源協力金口座
	普通預金			建築協定会費口座
建替積立金				②
	前期分			600円×181世帯+300円×1世帯
	後期分			600円×181世帯
建築協定会費				③
雑収入				④
	定期預金利息			建替積立金口座
	普通預金利息			資源協力金
	普通預金利息			建築協定会費口座
小計				⑤=②+③+④
建築協定口座支出				⑥
翌年度繰越金				①+⑤-⑥
	定期預金			建替積立金口座
	普通預金			資源協力金口座
	普通預金			建築協定会費口座

平成30年度 会計監査報告書

別途の通り、会計簿、預金通帳、決算書を報告いたします。

平成31年 月 日

ふじ自治会会長

印

会計部長

印

ふじ自治会の平成30年度決算報告書、証拠書類、諸伝票を監査した結果
適正かつ正確である事を確認しました。

平成31年 月 日

会計監査

印

会計監査

印

平成30年度 台谷公園愛護会決算報告

(単位 円)

平成	月	日	適用	収入	支出	残高
30	2	22	前年度繰越金			
	7	25	30年度市補助金			
			(収入計)①			
30	5	12	軍手、封筒、交通費など			
	6	9	公園整備ごみ袋、お茶			
	10	13	公園整備ごみ袋、お茶、鋸、交通費			
	12	8	公園整備ごみ袋、お茶、培養土など			
31	2	12	軍手、ごみ袋、お茶など			
			(支出計)②			
			次年度繰越金(①-②)			

平成30年度 会計監査報告書

上記の通り報告いたします。

平成31
年 月 日

台谷公園愛護会会長
(環境衛生部長)

印

会計責任者
(会計部長)

印

会計監査

印

ふじ自治会会則改定(案)

ふじ自治会会則 第8条と11条を以下の理由で一部追加、改定する。

- 1) 第8条 会務の円滑な運営をはかるため、この会の区域内に班を置く。



第8条1 会務の円滑な運営をはかるため、この会の区域内に班を置く。

2 各班の会員相互の親睦を図る目的で、親睦会を開くことを奨励する。

各年度の4月1日より翌年の2月10日までに開催した班には、

参加者1世帯に1年につき500円の奨励金を支給する。

改定理由＝班内の親睦会を奨励し、奨励金の範囲と額を明記する。

- 2) 第11条2

会費は月額300円とし、入会金は徴収しない。集会所建て替え資金として

月額100円を積み立てる。会費、積立金とも中途脱会者には返金しない。



第11条2

会費は月額350円とし、入会金は徴収しない。会費、集会所建て替え積立金

とも中途脱会者には返金しない。

改定理由＝建て替え資金はすでに約1,200万円積み立てられており、市の補助金(1,200

万円)と合わせると2,400万円の予算が見込める。他自治会の例では

平均は2,000万円程度(市民自治推進課)で収まっているため積み立てを打ち切る。一方、

築35年の集会所は老朽化が進み、昨年度は雨どいの修繕に107万円かかった。今後の修

繕に備えて会費を50円上積みし、主に、集会所維持費(修理保全費)に充てる。

ふじ自治会 平成31年度活動計画(案)

I：自治会基本活動の継続

- 綺麗な街づくりに向けた 公園清掃活動の継続
- 安心、安全な街づくりに向けた 防犯パトロールの継続

II：自主防災会活動の推進

- 防災計画の自治会会員向け説明会の継続 (役員・班長・会員対象)
- 防災計画に基づく訓練の実施
- 備蓄資機材の定期的点検の実施

III：会員相互の親睦・融和の推進

- 小糸社体協行事(レクレーション大会、夏祭りなど)への参加推進
- 各班での親睦会を通じて会員相互の親睦・融和をはかる

IV：高齢化による諸活動への対応

- 役員選出方法の改善(負担軽減)
- 各種活動(役員会、公園清掃)の開始・終了時間の柔軟な変更

平成31年度 ふじ自治会予算(案)

1. 一般会計(収入の部)

(単位 円)

費目	予算	前年度実績	備考
自治会費			
前期分			2,100 円×181 世帯
後期分			2,100 円×181 世帯
藤沢市交付金			
事務費等交付金			
広報等配付交付金			
集会所修繕補助金			自治会修繕費としての補助金は平成 29 年のみ/2023 年度から再申請可
資源ごみ回収金			
雑収入			利息(一般)
小計			
前年度繰越金			
合計			

(単位 円)

費目	予算	前年度実績	備考
会議費			平成 30 年度総会資料代・30 年度分は平成 31 年度支払い
事務費			諸資料作成費等・交通費
集会所維持費			
火災保険料			
電気代			
ガス代			
上下水道代			
修理保全費			集会所建物調査費、修繕費などを見込む
社会福祉費			
赤十字社			募金
赤い羽根			募金
年末助け合い			募金
体育費			
防災費			
防犯防火費			
環境整備費			
広報文化費			
交通安全費			
同好会助成金			ゴルフ・ソフトボール・健歩・卓球・YOMYOM
親睦行事費			班別懇親会補助(1 世帯×500 円)
活動諸経費			
社体協分担金			小糸地区社会体育振興協議会
各種団体会費			湘南大庭地区自治会連合会
厚志等			夏祭り祝儀・レクリエーション大会祝儀・新春の集い・香典
予備費			
建替え積立金			特別会計の建替え積立金は平成 31 年度から休止
小計			
翌年度繰越金			
合計			

3. 特別会計(収支)

(単位 円)

費目	予算	前年度実績	備考
前年度繰越金			①
建替積立金			②建替え積立金は平成31年度から休止
前期分			
後期分			
建築協定会費			③
雑収入			④
定期預金利息			建替積立金口座
普通預金利息			資源協力金口座
普通預金利息			建築協定会費口座
小計			⑤=②+③+④
建築協定口座支出			⑥
翌年度繰越金			①+⑤-⑥
定期預金			建替積立金口座
普通預金			資源協力金口座
普通預金			建築協定会費口座

平成31年度 ふじ自治会 役員名簿

役 職	氏 名	班	住 所	電話番号
会長	茂岡			
副会長	宇多村			
総務部長	井上			
副総務部長	深谷			
会計部長	森永			
防災部長	高原			
体育部長	遠藤			
副体育部長	今西			
環境衛生部長	近藤			
防犯防火部長	川野			
社会福祉部長	福原			
広報部長	加藤			
交通安全部長	清			
会計監査	吉浜			
会計監査	山口			

担当班	氏 名	班	住 所	電話番号
1 班	吉村			
2 班	小林			
3 班	友田			
4 班	野村			
5 班	高田			
6 班	村上			
7 班	星			
8 班	杉原			
9 班	細井			
10 班	舟橋			
11 班	浅井			
12 班	鈴木			
13 班	桑原			
14 班	太田			

平成31年度 ふじ会地区 建築協定委員会 委員名簿

役職	氏名	班	住所	電話番号
委員長	茂岡			
副委員長	宇多村			
委員	井上			
委員	近藤			
会計	森永			

平成31年度 ふじ自治会 自主防災会 役員名簿

役職	氏名	班	住所	電話番号
会長*	高原			
副会長	防災委員より			
避難施設運営 SGL	宇多村			
情報収集 GL	防災委員より			
避難誘導 GL	防災委員より			
救出救護 GL	防災委員より			
食糧・物資受入 GL	防災委員より			

*会長は避難施設運営 GL を兼務

平成31年度 台谷公園愛護会 委員名簿

役職	氏名	班	住所	電話番号
会長	近藤			
副会長	福原			
副会長	川野			
会計責任者	森永			
監査	今西			

平成31年度 ベルマーレ対応委員会 委員名簿

役職	氏名	班	住所	電話番号
委員長	井上			
副委員長	宇多村			
委員	近藤			
委員	板橋			
委員	半村			
委員	佐藤			

会則、その他 目次

- ・ ふじ自治会会則（案） . . . (2)
- ・ ふじ自治会役員選出規約 . . . (6)
- ・ ふじ自治会自主防災会規約 . . . (8)
- ・ ふじ自治会同好会事業助成金給付規定 . . . (1 1)
- ・ ふじ自治会集会所利用の手引き . . . (1 2)
- ・ ふじ自治会ホームページ運営規約 . . . (1 4)

ふじ自治会会則(案)

(名称及び事務所)

第1条 この会はふじ自治会と称し、事務所を大庭 5074 番地の 8 ふじ自治会集会所におく。

(組織)

第2条 この会は大庭 5066～5082 の区域内に居住するもので組織する。
但し近隣入会希望者も入会することができる。

(目的)

第3条 この会は民主主義の精神に基づき、共同生活を通じて地域住民の親睦並びに
共同福祉の増進をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は前条の目的を達成するため、次の部をおき各事業を行う。

- (1) 総務部 総会、役員会の開催、会員との連絡その他他の部に属さない事項に関する事。
- (2) 環境衛生部 環境衛生、公園愛護会の運営等に関する事。
- (3) 防犯防火部 防犯灯の維持、火災の防止、その他防犯防火に関する事。
- (4) 交通安全部 交通安全並びに、交通事故の防止に関する事。
- (5) 広報文化部 広報活動並びに、文化活動に関する事。
- (6) 体育部 社体協活動を含む体育、レクリエーション等に関する事。
- (7) 子供会部 子供の健全育成に関する事。(部長は、子供会役員の中から1名選出される。)
- (8) 社会福祉部 社会福祉に関する事。
- (9) 老人会部 老人会に関する事。(部長は、老人会会員の中から1名選出される。)
- (10) 防災部 防災組織の立案、防災器具の拡充、防災知識の啓発、防災訓練、
防災リーダーの育成、地区防災体制との連携協力などに関する事。

(役員構成及び選出)

- 第5条** 1 この会は次の役員をおく
会長 1名 副会長 1名 会計 1～2名 総務 1～2名 部長 各部より 1名
体育副部長 1～3名 班長 各班より 1名 監事 2名
- 2 会長、副会長、部長、監事、会計、副部長は会員の互選による。
 - 3 班長は班構成員の互選による。

(役員任期)

- 第6条** 1 役員任期は1年とし、再任を妨げない。但し再任の場合は連続2年を超える
ことはできない。
- 2 役員は任期終了後も後任者の決定までその職務を行う。(その年度の総会日を
以って任期終了とする。)

(役員の仕事)

- 第7条**
- 1 会長は会を代表し会務を処理する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代理する。
 - 3 部長は役員会を構成し、各部の事業の企画、立案その他会の運営上必要な事項を審議処理する。
 - 4 班長は班運営上の連絡、調整に当たる。
 - 5 監事は、庶務、会計を監査する。
 - 6 会計は、会計事務を担当する。

(下部組織)

- 第8条**
- 1 会務の円滑な運営をはかるため、この会の区域内に班をおく。
 - 2 各班の会員相互の親睦を図る目的で、親睦会を開くことを奨励する。各年度の4月1日より翌年の2月10日までに開催した班には、参加者1世帯に1年につき500円の奨励金を支給する。

(総会)

- 第9条**
- 1 総会は、定例総会と臨時総会とする。
 - 2 定例総会は毎年1回とし、会長がこれを召集する。
 - 3 臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の三分の一以上の要請があったとき開催する。
 - 4 総会に付議する事項はおおむね次のとおりとする。
 - (1) 規約(会則)の制定改廃
 - (2) 予算、決算
 - (3) 事業計画、事業報告
 - (4) 役員の変更
 - (5) その他必要と認められる事項
 - 5 総会は、会員過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数によって決定する。可否同数の時は議長の決定による。
なお、出席できないときは他に委任することができる。

(その他の会議)

- 第10条** 役員会並びに班長会は必要に応じて随時開催する。

(会計)

- 第11条**
- 1 この会の運営費は、会費その他の収入を以ってあてる。
 - 2 会費は月額350円として、入会金は徴収しない。会費、集会所建て替え積立金とも中途脱会者には返金しない。
 - 3 集会所使用料は私的利用を除き徴収しない。
集会所使用料及び資源ごみ回収金は一般会計に組み入れる。
 - 4 会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

- 5 子供会行事に係わる保険料は自治会が負うものとする。
- 6 連続して一年間を越えて不在となる場合、会員ではあるが、会費は免除する。
ただし、会長に不在期間を届け出て、かつ承認を得ることとする。

(書類及び帳簿)

第12条1 この会に次の書類および帳簿を備えるものとする。

- 2 会員名簿および役員名簿
- 3 金銭出納簿および証票書類
- 4 備品台帳
- 5 会議録および諸記録

(弔慰及び寄付)

第13条1 会員の弔慰については、会員並びに配偶者及び同居家族の時は金 5,000 円とする。

- 2 地域社会への寄付については、5,000 円を限度とする。これを越えるものについては、役員会に諮る。

(自主防災会)

第14条 ふじ自治会区域の防災活動を運営推進する自主防災会を設置する。

自主防災会は別途定める自主防災会規約により運営される。

(建築協定運営委員会)

第15条 ふじ会地区建築協定書に基づく大庭 5066～5082 の建築協定運営委員会を設置する。

当委員会の細則は別途定めるものとする。

運営委員会は大庭 5066～5082 の建築協定者の互選により選出される。

また、運営費用は自治会費とは別に上記建築協定者より徴収する事とする。

(湘南ベルマーレ対応委員会)

第16条 ふじ自治会区域隣接の湘南ベルマーレアスレティックセンター運営への対応を

専門的に推進する湘南ベルマーレ対応委員会を設置する。

対応委員会はふじ自治会員及び副会長、環境衛生部長で構成する。

(経費の執行)

第17条 自治会の経費の執行は次により行う

- (1) 年間 3 万円まで 会計の承認により執行とするが、ただし自治会活動の通常業務以外の支出は役員会の承認を必要とする。
- (2) 年間 3 万円超～30 万円まで ふじ自治会役員会の承認を必要とする。
- (3) 年間 30 万円超 ふじ自治会総会の承認を必要とする。
但し「緊急を要する場合の支出はその範疇ではない。」

(その他)

第18条 この会則にない事項に関しては役員会に諮る。

付則

(1) この会則は昭和57年10月31日から施行する。

(2) 一部改廃

(3) 一部改廃昭和60年3月31日

(4) 一部改廃昭和61年3月31日

(5) 一部改廃平成元年3月31日

(6) 一部改廃平成2年3月31日

(7) 一部改廃平成5年3月31日

(8) 一部改廃平成15年3月31日

第11条の2 会費月額300円集会所建て替え資金300円を現行へ

(9) 一部追加平成15年3月31日

第11条に6を追加

(10) 一部改廃、追加平成16年3月31日

第5条の1 体育副部長3名を1~3名の現行へ

策11条に7を追加

(11) 一部改正第15条新規追加平成17年3月31日

(12) 一部改正第4条新規追加平成18年3月31日

(13) 一部改正第14条新規追加平成19年3月31日

第14条に自主防災会事項を追加、以下1条毎に繰り下がる

(14) 一部改正 付則「ふじ自治会役員選出規約」を定める。平成22年4月1日

(15) 一部改廃平成24年3月31日

第11条の2 集会所建て替え資金月額200円を100円へ

(16) 一部改廃 平成26年3月31日

第5条の1 会計1~2名、総務1~2名へ

第11条の2 会費は月額400円とし、入会金は徴収しない。

第11条の3 集会所使用料は私的利用を除き徴収しない。

集会所使用料及び資源ごみ回収金は一般会計に組み入れる。

第11条の7を削除（再入会時は入会金を免除する条項を削除）

第16条に湘南ベルマーレ対応委員会事項を追加、以下1条毎に繰り下がる

(17) 一部改廃 平成27年3月29日

第11条の2 会費400円→300円

第15条の1 湘南ライフタウンC地区(旧)建築協定書→ふじ会地区建築協定書

(18) 一部改廃 平成31年3月24日

第8条の2 班親睦会の奨励金を明記する2項を追加

第11条の2 300円→350円、集会所建て替え資金の積み立てを休止

ふじ自治会役員選出規約

1、趣旨

ふじ自治会は発足以来30年となり四囲の環境が大きく変わると共に会員の高齢化、地域内の少子化が顕著になって来た。発足以来継承されて来た自治会役員の選出基準も遵守することが難しくなりつつあり、ここにその対応を諮る目的でふじ自治会会則（以下会則と称す）の付則として規約を定める。

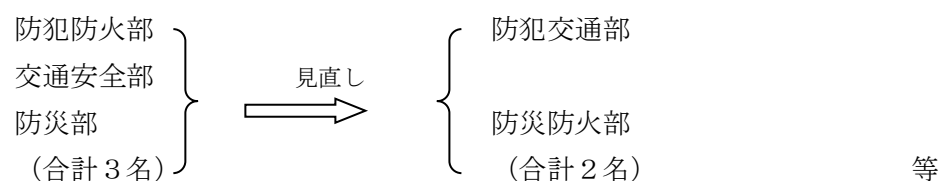
2、役員を選出

- (1) 会則で‘互選’と定めてある通り、立候補、推薦で決まることが原則であり適材適所の考え方からもこの実現を目指すものとする。
- (2) やむなく各班への割当による選出となった場合、各班より役員候補2名（班長候補、部長候補各1名）を選出する。
 - ① 班に於ける役員選出の方法はそれぞれの班の総意に基づく独自の方法であること。
 - ② 世帯構成者全員が高齢及び健康障害により役員を引受けることが困難で、役員免除を希望される会員については役員候補から除外する。
- (3) 班内の役員候補可能な世帯数が10世帯を割込んだ場合、他の班とパートナーを組んで、両班の世帯数を合計した中から1名以上の部長候補を選出しても良い。但し実施に当たっては各班内の総意及び相手班の同意を得ること。
- (4) その他運用上の詳細は役員会議で審議・決定するものとする。

3、役員構成

- (1) 今後も選出役員数の確保が難しくなること、年次途中で病気等で役員の欠員が生じることなどが予測されるため、会則第5条にある各役員については兼務で担当することを認める。
- (2) 将来の選出役員数の減少を鑑み、役員構成の見直しを積極的に進める。

一例として



付則

規約制定 平成22年4月1日

(1) 一部改訂 平成26年3月31日 2条3項 2名の部長候補 → 1名以上の部長候補へ

ふじ自治会役員選出規約に関する<申し送り事項>

2, (3).....1名以上の部長候補を選出しても良い。の扱いについて以下を補足し申し送る。

10世帯未満となった班(パートナーを申し込む側)は, 1世帯当たり10年に1度を超えない頻度で役員候補の選出を行う。即ち, 入会世帯数が5世帯以上なら隔年, 4世帯なら3年間隔, 3世帯なら4年間隔等, で役員候補を選出することとする。

10名以上の班(パートナーを申し込まれた側)は, 毎年役員候補を選出する。
また, 班長は世帯数に関わらず毎年双方の班から立て, 自班内を担当する。

..... 平成27年3月29日 補足追記

ふじ自治会 自主防災会 規約

(名称)

第1条 この組織は、ふじ自治会の自主防災組織で、ふじ自治会自主防災会（以下「防災会」という）と称する。

(目的)

第2条 防災会は大規模の地震が発生した場合、ふじ自治会会員の助け合い精神により迅速且つ効果的に救援・救護活動を行い被害の軽減を図る。

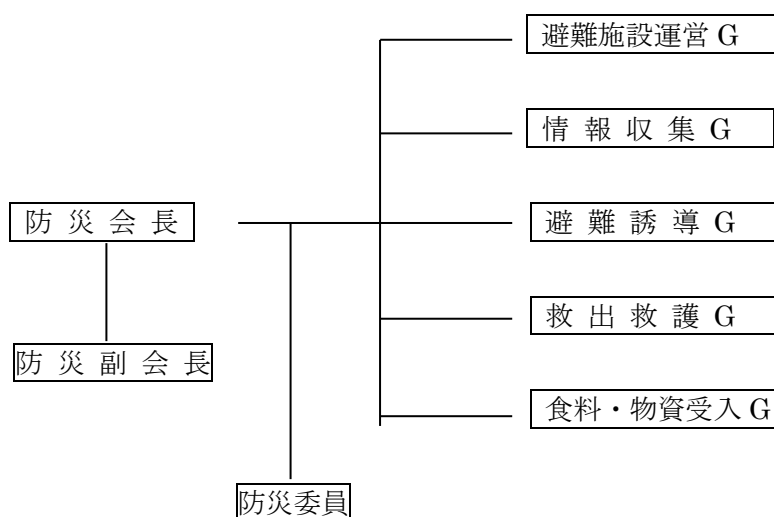
(活動)

第3条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1). 防災に関する知識等の普及 及び 啓発活動
- (2). 藤沢西高等学校避難施設運営委員会への参画
- (3). 災害発生時における、情報収集・伝達、避難誘導、救出救護、食料・物資の受入れ
- (4). 前号 (1) (3) に関する広域訓練への参加
- (5). 救出用資機材の備蓄・管理
- (6). 避難行動要支援者の把握・支援体制の確立
- (7). その他、防災会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 防災会は、ふじ自治会に加入する世帯の自主的な参加で構成し、防災 及び 災害発生時の活動を円滑に行うため、平常より次のとおり防災会組織を編成する。



2. 防災会長 1名 は自治会の防災部長とする。 防災副会長 1名 は防災委員より選出し、ふ

じ自治会の役員会が承認し委嘱する。

3. 防災委員は、藤沢市防災リーダー講習修了者など専門知識を有する者にて構成し、ふじ自治会の役員会が選出し委嘱する。
4. 避難施設運営 G(グループ)は、ふじ自治会の各班毎に1名を選出しG員とする。GL(グループリーダー)・SGL(サブグループリーダー)各1名はふじ自治会の役員の中から選出する。
5. 情報収集 G は、ふじ自治会の各班毎に1名を選出しG員とする。
GL1名は防災委員、SGL1名はふじ自治会の役員の中から選出する。
災害発生時にG員が不在の班は、その時点で当該班から代理人を出す。
6. 避難誘導 G は、ふじ自治会の各班毎に1名を選出しG員とする。
GL1名は防災委員、SGL1名はふじ自治会の役員の中から選出する。
災害発生時にG員が不在の班は、その時点で当該班から代理人を出す。
7. 救出救護 G の G 員は防災委員で構成する。
GL1名は防災委員、SGL1名はふじ自治会の役員の中から選出する。
8. 食料・物資受入 G は、避難誘導 G が役割終了後に継続してその任に当たる。
但し、G員は在宅者で構成し、欠員が生じた場合はふじ自治会の各班から代理人を出す。

(任務)

- 第5条 防災会長は、防災会を代表し、第3条の活動を主宰する。大規模地震発生時には救急活動の必要判断と救援活動の指揮命令、および防災会の会計役を行う。
2. 防災副会長は、会長を補佐し、防災委員の立場から助言及びサポートする。
自治会役員の交代時期（前期総会から新役員による第1回役員会までの間）は会長を代行する。また、会長に事故あるときはその任務の代行を行う。
 3. 各 G の GL は、G の運営に当たる。SGL は、GL を補佐し、GL に事故あるときはその任務を代行する。
 4. 避難施設運営 G は、大規模地震後に藤沢西高等学校避難施設が開設した場合にふじ自治会に割り当てられた職務を担当する。
 5. 情報収集 G は、大規模地震発生時に被害情報・救援要請情報の収集 及び藤沢西高等学校避難施設からの生活情報伝達等、在宅被災者との間の情報収集・伝達を行う。
 6. 避難誘導 G は、大規模地震発生時に被災者安否確認と避難施設への避難希望者を一時避難場所へ誘導する。大火災発生時は、広域避難場所への誘導を行う。
 7. 救出救護 G は、平常時においては防災の普及活動、救出用資機材などの点検整備。
大規模地震発生時には倒壊家屋などに閉じ込められた被災者の有無、行方不明者の救出活動、災害弱者の安全確保などを行う。
 8. 食料・物資受入 G は、藤沢西高等学校避難施設運営委員会に対して必要支援物資の支給要請と受け入れを行う。

(任期)

第6条 防災会 G 員の任期は、4月から1年間とする。但し、再任することができる。

(防災会 G 員の承認)

第7条 防災会 G 員は、ふじ自治会役員会の承認を得て自治会会長が委嘱する。

(防災計画)

第8条 防災会は、地震による被害の軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。

- (1). 大規模地震発生時における救援組織の編成 及び 任務分担に関すること
- (2). 防災知識の普及に関すること
- (3). 大規模地震発生時における、情報の収集伝達、救出救護 及び 避難誘導に関すること
- (4). 救出用資機材などの備蓄 及び 管理に関すること
- (5). 避難行動要支援者への支援体制に関すること
- (6). その他、必要な事項

(幹事会)

第9条 防災会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、防災会長、防災副会長 及び 避難施設運営 G、情報収集 G、避難誘導 G、救出救護 G の各 GL・SGL、および防災委員で構成する。
3. 幹事会は、防災会長が開催し議長となる。

(審議)

第10条 幹事会は、次の事項を審議し、ふじ自治会の総会で承認を得る。

但し、緊急を要する事項はふじ自治会役員会の承認を得て実施することができる。

- (1). 防災会規約の改定に関すること
- (2). 防災計画の変更に関すること
- (3). 年間活動計画

(経費)

第11条 防災会の活動に関して必要な費用は、ふじ自治会の防災経費として予算に計上し役員会の承認を得る。

2. 会計年度は、ふじ自治会の会計年度にあわせる。

(付則)

第12条 この規約は、ふじ自治会総会で承認された日から実施する。

(1)平成27年3月29日ふじ自治会定例総会で承認。

ふじ自治会同好会事業助成金給付規程

1. 趣旨

この規定は、ふじ自治会会則第17条の規定に基づき、ふじ自治会主要事業活動のうち、同好会活動を実施するのに必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 同好会

ふじ自治会会則第2条に定める組織内で、その活動を通じて第3条の目的を更に推進するもの。

(2) 事業

同好会は5月役員会までに広報部の回覧により自治会全世帯にその会員を募り、その結果として5世帯以上かつ5人以上の会員があるものの活動とする。

3. 助成金

支給は成人のみとし助成金の額は次の額とする。

イ、会員数が 10人未満は、10,000円 10人以上は、20,000円

ただし、年度同好会予算を超えない範囲とする。超える申請があった場合は、同好会代表者の協議により予算内で分配するものとする。

4. 事業報告と助成金支給申請

同好会の代表者は、5月役員会までに事業計画書を添えて自治会長に助成金の支給申請をすることができる。

(1) 事業計画書は書面によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

イ、代表者の住所、氏名、電話番号

ロ、会員の班、氏名

ハ、事業の内容

(2) 助成金の使用内容については、相互の信頼に基づき各同好会内で会計内容を記録し、
会員が随時閲覧できるようにしなければならない。

(3) 助成金の支給は、申請が役員会において承認されてから1ヶ月以内に同好会の代表者に支給される。尚、支給された同好会はその年の年度末までに自治会長へ活動を報告する。

5. 備品

(1) 同好会活動に別途備品等が必要な場合は、同好会の代表者はあらかじめ自治会長に申請し、役員会の承認を得なければならない。

(2) 備品は、その予算の範囲内で購入するものとし、同好会の代表者は年度末にその保管状況を自治会長に文書で報告しなければならない。

6. その他

この給付規定に定めのないこと等が生じた場合、その都度役員会に諮ることとする。

・ 付則

(1) この規定は、平成13年度4月1日から適用する。

(2) 一部改廃 平成16年2月21日

(3) 平成19年1月20日に 4の(3)を追加する。

(4) 1趣旨の「…会則15条…」を「…会則16条…」に修正。平成22年4月1日

(5) 1趣旨の「…会則16条…」を「…会則17条…」に修正。平成26年4月1日

ふじ自治会集会所利用の手引き

1.利用申し込みのできる人。

- (1)藤沢市民であるとともに、ふじ自治会の会員または会員の家族であること。
- (2)未成年だけの利用の場合は、必ず成人の保護者が利用責任者となり、使用中付き添って最後の点検鍵の返還まで行う。

2.利用時間

- (1)原則午前8時から午後10時までとする。また利用時間には準備から後片付けまでを含む。
但し、特別な理由により事前利用申請があり、承認された場合にはこの限りではない。

3.利用の手続き

- (1)集会所利用については、(a)定期使用と (b)臨時使用に区分し、各々「使用願」を提出し承認を得て利用すること。*「使用願」は“ふじ自治会ホームページ”(以下HPと略す)より入手可能。

(a)定期利用の場合

同好会活動等で集会所を定期利用するサークルは、「集会所定期使用願」に必要事項を記入し毎年4月開催の第一回役員会までに提出し、役員会で定期利用の承認を受けること。
また、年度途中で新たに「集会所定期利用願」を提出する場合は、直近の役員会までに提出し承認を受けること。

(b)臨時利用の場合

利用者は、集会所空き状況をHPで(または*集会所管理者に)確認し、「集会所臨時使用願」に必要事項を記入し集会所管理者に提出し、必ず臨時使用の承認を受けること。
臨時利用については、年間を通じて随時利用を受け付ける。
*集会所管理者は各年度の役員の中から選出する。

- (2)「**使用願」・「**使用承認証」の提出・受領に関してはメール、またはFAXの利用も認める。
この方法を利用した場合は「押印」の省略を認めることとする。

4.利用と利用後の手順

- (1)利用申請者は集会所管理者より、それぞれの「使用承認証」を受領する。
また、鍵の借用については下記(a) (b)のとおりとする。
 - (a)定期使用の場合には、鍵番号を記入した「借用証書」(用紙はHPより入手可能)を提出して定期借用する。
 - (b)臨時使用の場合には、原則として使用当日、または前日に集会所管理者から借用する。
- (2)利用(使用)した後は、所内保管の「使用後の確認事項」のチェックシートに基づき点検・チェックする。
 - ①使用した備品の片付け(汚した場合はきれいに拭く)
 - ②使用各所の清掃
 - ③水道・ガスの元栓の確認(締め忘れおよび火の始末)
 - ④ごみの始末(ごみはすべて持ち帰り、集会場内には残さない)
 - ⑤冷暖房機器の停止(消し忘れのないように)

- ⑥戸締まり(閉め忘れのないように)
- ⑦消灯(消し忘れのないようにブレーカーを落としてください)
- ⑧最後に、集会場の玄関の施錠後、門扉をきちんと閉めて離れる。

(3)借用した鍵は、「定期利用者」は使用期間終了後、また「臨時利用者」は使用后すみやかに集会所管理者に返却する。

5.利用のキャンセル

(1)キャンセルが分かった時点ですみやかに集会所管理者へ連絡し、<キャンセル>を伝え使用予定の修正をお願いする。

(2)既に取得済みの「使用承認書」にも<キャンセル>と書いて、集会所管理者へ提出する。

すでに鍵を借用していた場合には同時に返却する。

【利用上の注意事項】

ふじ自治会集会所所は藤沢市の資産ですが、ふじ自治会に管理・運営を委託されています。

集会所は住宅と隣接しているため、利用時ばかりでなく集会所への出入りの際には、近所に迷惑を掛けないように気をつけてください。

万一、建物に損傷を与えたり、機器や備品を損傷した場合は、利用責任者が実費を負担することになります。

- (1) 品物の販売・斡旋・カタログ販売などの営業行為は禁止です。
- (2) 講師・家元・先生などによる有料の教室・道場・教習所としての使用は禁止です。
- (3) 楽器・音響機器の使用は制限があるので、詳細については集会所管理者に尋ねてください。

また、使用の際には、音量に配慮し、必ず窓や戸を閉めてください。

- * 管・弦・打楽器
- * カラオケ機器
- * ラジオカセット(ラジカセ)
- * テープレコーダー, など

(4) ダンスシューズ、下駄などの使用は禁止です。

ただし、上履き用としてのズック靴、スリッパ、草履、足袋などの使用は認めます。

(5) 厨房以外では、料理用ボンベなどの火気の使用は禁止です。

ただし、ホットプレート、電熱器などの使用は認めます。

(6) 駐車場および周辺道路上での駐車は禁止です。

ただし、身障者用車、作業車、用具運搬車などは事前の申請に基づき、駐車場内での「駐車許可書」を発行します。

(7) 持ち込みの機器・用具による事故および備品・建物の損傷については、機器・用具の利用者の責任によりすべて対処してください。

(8) 集会所内及び敷地内では禁煙とします。

付 記

(1)ふじ自治会集会所利用の手引き作成

制定:平成10年04月01日

(2)利用上の注意事項の(7).(8)を追記

追記:平成17年03月31日

(3)3項～6項の利用方法について見直し、改定

改定:平成12年04月21日

(4)3項～6項の利用方法について見直し、改定

改定:平成26年06月21日

ふじ自治会ホームページ運営規約

2015.1.17

1. 目的

次のことを目的とし、ふじ自治会ホームページ(以下HPと略す)を運営する。

- ① 自治会の活動内容を掲載し、自治会会員に自治会活動を広報する。
- ② 自治会規約類、行事予定、お知らせなど、自治会会員が知りたいときに、いつでも知ることのできる回覧板の補てん機能を提供する。

2. 運営・管理

- ① HPの運営は「湘南大庭ポータルサイト利用規約」を遵守し、HP委員会にて行う。
- ② HP委員会は委員長1名と委員若干名で構成する。
- ③ HP委員会は自治会役員会の承認を得て自治会長が委嘱する。
- ④ HP委員会はHPの運営に関する会合を必要に応じ開催する。
- ⑤ 委員長を統括管理者とし、HPを構成する各ページに管理者を定める。
- ⑥ 管理者は、HPのパスワード等の情報を第三者に漏らしてはならない。
- ⑦ 各ページの管理者は自治会役員、同好会の代表と連携し、常に最新情報を掲載することに努める。
- ⑧ 会員より掲載内容の修正、あるいは削除依頼があった場合、HP委員会は速やかに内容を検討し、適切な処置をとる。
- ⑨ お問い合わせに投稿が合った場合、HP委員会は速やかに内容を検討し、適切な処置をとる。
- ⑩ HP運営に費用が発生する場合、事前に役員会の承認を得て自治会に請求する。

3. 掲載項目

自治会活動に関する以下の項目を掲載する。

- ① 自治会組織と活動内容
- ② 自治会規約類、自治会行事予定、お知らせ、集会所使用予約状況・利用申し込み
- ③ 同好会の活動情報、参考となる近隣情報

4. 掲載禁止事項

- ① 社会規範・公序良俗に反する事項
- ② 営利事項
- ③ 個人の誹謗・中傷に関する事項

5. 個人情報の扱い

- ① 役員、班長、その他自治会の代表としての氏名の掲載は可とし、極力 姓と班名の組み合わせ表記とする。
- ② 本人の了承がある場合を除き、個人の住所・電話番号・メールアドレス・年齢は掲載しない。
- ③ 個人を特定する顔写真は掲載しない。ただし、本人の了承を得られた場合、および活動報告のスナップ写真(個人が特定出来ないサイズ・またはぼかすことを推奨)等の掲載は可とする。
- ④ その他、本人の了承がある場合を除き個人の情報に関する内容は掲載しない。

6. 免責事項

ふじ自治会 HP の閲覧により生じた一切の損害について、ふじ自治会及び HP 委員会はいかなる責任も負わない。



湘南大庭ポータルサイト > ふじ自治会

ごみの分類と収集日程

- ☑ [ごみの分け方・出し方](#)
- ☑ [収集日程表\(10月～3月\)](#)

組織と活動状況

- ☑ [組織 \(役員 規約\)](#)
総会 役員会 各委員会
- ☑ [自主防災会](#)

行事日程・活動状況

- ☑ [自治会内スケジュール](#)

イベントカレンダー

◀2015年2月▶

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

これからの予定

- 03月06日 20:00 - 03月06日 20:30
☑ [防犯パトロール 3・4班](#)
- 03月14日 07:15 - 03月14日 17:00
☑ [健歩会 薩った峠](#)
- 03月14日 19:00 - 03月14日 21:00
☑ [ふじ自治会 役員会](#)

前へ 1 2 3 次へ 最後

サブページ新着情報

- ☑ [2月役員会議事録をUP](#)
新着情報 | 組織と活動報告
2015年 2月23日 20時56分
- ☑ [吾妻山公園～曾我梅林](#)
新着情報 | 健歩会
2015年 2月22日 14時23分
- ☑ [女子トイレ暖房便座交換](#)
新着情報 | 集会所の利用
2015年 1月31日 17時09分
- ☑ [電子レンジを設置](#)
新着情報 | 集会所の利用

注；実際はもっと下側が印刷された A4 版 1 ページ物（モノクロ）となる。